

対象防衛関係施設地域における小型無人機等の飛行について

令和8年7月14日、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等飛行の禁止に関する法律が改正されました。

改正の概要は、以下のとおりです。

○ 対象施設周辺地域として指定すべき地域の範囲の拡大（第3条～第8条）

その上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設周辺地域として指定すべき地域を「対象施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね1,000メートルの地域」に拡大

対象防衛関係施設

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第6条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の敷地又は区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を指定する旨告示されており、富士駐屯地は令和5年9月26日指定・告示され、令和5年10月6日より施行されています。

本法の規制対象となる小型無人機等は次の通りです。

1 小型無人機（ドローン等）

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。）により飛行させることができるもの。

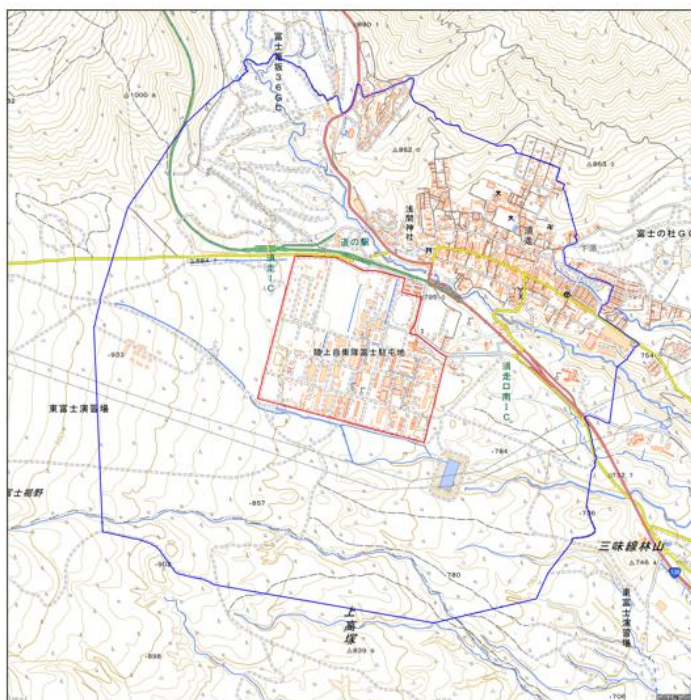
2 特定航空用機器

航空法（昭和27年法律第231条）第2条第1項に規定する航空機以外

ー 例（抜粋）

- 操縦装置を有する気球
- ハンググライダー（原動機を有するものを含む）
- パラグライダー（原動機を有するものを含む）
- 回転翼の回転により生ずる力により地表又は水面から浮揚した状態で移動することができ、操縦装置を有し人が飛行することができるもの。
- 下方へ噴射する気体の圧力の反作用により地表又は水面から浮揚した状態で移動することができ、操縦装置を有し人が飛行することができるもの。

陸上自衛隊富士駐屯地周辺地域 （静岡県駿東郡小山町須走481番地27）



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線はデータ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図として御利用ください。なお、対象施設の区域及び対象施設周辺地域に御不明な点がある場合には、対象施設の管理者にお問い合わせください。

国土院の地理院地図を利用

対象施設の区域
対象施設周辺地域

小型無人機等飛行禁止法について（警察庁）

[小型無人機等飛行禁止法関係 | 警察庁Webサイト](#)

小型無人機等飛行禁止法関係（防衛省・自衛隊）

[防衛省・自衛隊：小型無人機等飛行禁止法関係](#)

小型無人機等の飛行の制限

● 対象防衛関係施設の区域の上空

対象防衛関係施設の区域

：原則禁止（以下の場合を除く。）
○富士駐屯地司令の同意を得た者
（御殿場警察署に通報が必要）

● 対象防衛関係施設の区域の周囲おおむね1,000メートルの地域の上空

対象防衛関係施設の周辺地域

：原則禁止
○富士駐屯地司令の同意を得た者
（御殿場警察署に通報が必要）
○土地の所有者・占有者（正当な権限を有するものに限り。）又はその同意を得た者
（富士駐屯地及び御殿場警察署に通報が必要）
○国又は地方公共団体の業務を行う者
（富士駐屯地及び御殿場警察署に通報が必要）

富士駐屯地の連絡先（担当）

- 富士駐屯地の住所
〒410-1326
静岡県駿東郡小山町須走四百八十一番地二十七
- 富士駐屯地の連絡先
富士学校総務部 司令職務室長
0550-75-2311（内線2254）
富士学校総務部 警備幹部
0550-75-2311（内線2215）